

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県補助金等交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の補助金等交付事務から暴力団の関与等を排除するため、対象事業者となる者が暴力団等であることが判明した場合には、補助金等の交付決定を取り消すことができることとする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事は、対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）となる者が、暴力団等に該当する場合には、補助金等の交付決定をしないことができることとする。
- (2) 補助金等の交付決定を受けた対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）が、暴力団等に該当することが判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。
- (3) 補助金等の交付に係る申請書について所要の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 納税証明書の交付に係る手数料を徴しないこととする融資制度を見直す等所要の改正を行う。
- (2) 身体障害者福祉法施行規則の一部が改正され、身体障害者手帳が交付される障害の区分に肝臓機能障害の区分が加わることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 納税証明書の交付に係る手数料を徴しないこととする融資制度を改める。
- (2) 自動車取得税の減免又は自動車税の課税免除に係る身体障害者等の障害の区分に肝臓機能障害を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする(2)及び平成22年10月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成22年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに統轄監、筆頭総室長、副寮長、准教授及び漁業取締専門員の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の職について、次のとおり改める。
  - ア 新設する職  
統轄監、筆頭総室長、副寮長、准教授及び漁業取締専門員
  - イ 廃止する職  
助教授
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、同条例の適用を受ける職員に対する特殊勤務手当の支給対象となる業務等が改められたことに伴い、同様の業務に従事する現業職員に対して特殊勤務手当を支給することとする。

## 2 規則の概要

- (1) 特殊勤務手当に海上危険業務手当及び家畜保健衛生業務手当を追加する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給手続に係る規定等について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 雇用保険法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給手続に係る規定及び退職した者に交付する退職票の様式に係る規定中、引用する雇用保険法の条項等を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。